

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社フロントライン（以下「甲」という。）と株式会社フロントラインに所属する過半数労働者の代表（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

- 第1条 本協定は、派遣先で接客・販売、その他付随する業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。
- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

- 第2条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

（賃金の決定方法）

- 第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たす別表1に、対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する別表2の地域指数を乗じたものとする。

- （一）比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和元年7月8日職発0708第2号「令和2年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）に定める「平成30年賃金構造基本統計調査による職種別平均賃金（時給換算）」（厚生労働省）の「販売店員（百貨店店員を除く。）」とする。
- （二）通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し実費支給とし、第6条のとおりとする。
- （三）地域調整については、就業地が埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、栃木県、静岡県、各市町村内が想定されることから、通達別添3に定める埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、栃木県、静岡県内の公共職業安定所管轄地域の指数を用いるものとする。

(四) 別表2の対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、前項のうち、最も高い指数を持つ東京都の指数により算出するものとする。

(五) 別表2の対象従業員の基本給については、すべての対象従業員に適用されるものとする。

第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

(1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

(2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

Aランク：3年

Bランク：1年

Cランク：0年

2 甲は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、シフト勤務のため、個別派遣労働契約書及び労働条件通知書兼就労条件明示書に準じて、法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

第7条 対象従業員に対しての退職金は、別表2の対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」の一般基本給・賞与等の額に6%を掛けた額よりも高いため原則支給しない。

(賃金の決定に当たっての評価)

第 8 条 対象従業員に対しての賞与は別表 2 の対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」の一般基本給・賞与等の額よりも高いため原則支給しない。

(賃金以外の待遇)

第 10 条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については同格の業務スキルを持つ正社員と同一とし、社員就業規則第 1 章から第 9 章までの規定を準用する。

(教育訓練)

第 11 条 労働者派遣法第 30 条の 2 に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「派遣社員向け教育訓練計画概要」に従って、着実に実施する。

(その他)

第 12 条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

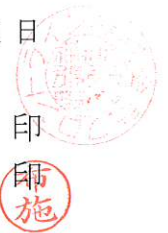
(有効期間)

第 13 条 本協定の有効期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

令和 2 年 3 月 31 日

株式会社フロントライン 取締役
株式会社フロントライン所属過半数労働者の代表

早川 剛 印
布施 沙紀 印



別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(賞与含む)
(基本給の関係)
販売店員(百貨店店員を除く。)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値 (勤続年数とは異なる)						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	販売店員 (百貨店店員を除く。)	通達に定める賃金構造基本統計調査	988	1,146	1,254	1,303	1,371	1,615	2,016
2	地域調整	(東京都) 114.1	1,128	1,308	1,431	1,487	1,565	1,843	2,301

別表2 対象従業員の基本給の額

等級	職務の内容	基本給額 合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額×前払い退職金として6%掛けた額	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	上級販売員・・・想定店長クラス(店舗運営管理・在庫管理・売上計画・予算組)	1,600～	≧	1,487	1,577	3年
Bランク	中級販売員・・・想定副店長クラス(店舗での接客・販売業務・店長代行業務・スタッフマネジメント)	1,450～	≧	1,308	1,387	1年
Cランク	初級販売員・・・想定一般販売印(店舗での接客・販売業務)	1,200～	≧	1,128	1,196	0年

※接客・販売、その他付随する業務の日雇派遣に関しては日雇派遣の例外範囲に該当する者のみへの求人
為、Cランクの時給に別途手当を支給する場合がある。

以上の表の通り、フロントライン所属の販売店員(百貨店店員を除く。)派遣従業員の最低時給が対応する一般の労働者の平均的な賃金の額及び一般の労働者の平均的な賃金の額に前払い退職金として6%掛けた額を足した金額よりも上回っていることを証明する。